

静岡文化芸術大学入学試験・高校大学連携センター規程

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第23条の規定に基づき、静岡文化芸術大学入学試験・高校大学連携センター（以下「入試・高大連携センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 入試・高大連携センターは、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の入学者受入れ方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に応じた優秀な学生を安定的に確保するために、入学者の選抜、入学希望者に対する広報及び高等学校との連携等に関する調査研究、企画及び事業の実施を包括的に行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 入試・高大連携センターは、次の業務を行う。

- (1) 入学者選抜方法等に係る調査研究、企画開発、立案及び実施に関すること。
- (2) 留学生、定住外国人及び社会人等の現況調査、受入促進策の企画開発、立案及び実施に関すること。
- (3) 学生募集・入試広報活動の企画開発、立案及び実施に関すること。
- (4) 大学教育と高等学校教育との連携促進策の企画開発、立案及び実施に関すること。

(組織)

第4条 入試・高大連携センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入試・高大連携センター長
- (2) 副入試・高大連携センター長
- (3) その他学長が指名する教員（以下「センター教員」という。）
- (4) 事務職員

2 入試・高大連携センター長は、学長が指名する本学の教員をもって充て、入試・高大連携センターの業務を掌理する。

3 副入試・高大連携センター長は、入試室長をもって充てる。

4 事務職員は、入試室の所属職員をもって充てる。

(入試・高大連携センター会議)

第5条 入試・高大連携センターに、入試・高大連携センターの所掌事項を調査・審議するため、静岡文化芸術大学入学試験・高校大学連携センター会議（以下「入試・高大連携センター会議」という。）を置く。

(入試・高大連携センター会議の組織)

第6条 入試・高大連携センター会議は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入試・高大連携センター長
- (2) 副入試・高大連携センター長
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 入学試験運営部会長
- (6) 学部入学試験問題作成部会長
- (7) 大学院入学試験部会長
- (8) センター教員

(委員の任期)

第7条 前条第1号、第5号及び第8号の委員の任期は原則として4年とする。ただし、2年で交代することを妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第8条 入試・高大連携センター会議に委員長を置き、入試・高大連携センター長をもってこれに充てる。

2 委員長は、入試・高大連携センター会議の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 入試・高大連携センター会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第10条 入試・高大連携センター会議に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 入学試験運営部会
- (2) 学部入学試験問題作成部会
- (3) 大学院入学試験部会

2 部会の組織及び所掌事項等については、別に定める。

(事務)

第11条 入試・高大連携センターの事務は、入試室で処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、入試・高大連携センターの運営に関し必要な事項は、入試・高大連携センター長が入試・高大連携センター会議に諮って定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。